

9 暴風等に伴う臨時休業措置等について

1 暴風警報の場合

ア 午前6時現在、京都府山城中部または自宅のある地域のいずれかに暴風警報が発表されている時は自宅待機とする。また、午前10時現在も引き続いて発表されている時は臨時休業とする。

イ 午前10時までに警報が解除された時は、午後の授業を行う。

ウ 登校時に警報が発表された時は、関係機関と協議のうえ、校長が措置を決定する。

2 特別警報発表の場合

1 措置の規準等

(1) 学校所在地を中心とする地域において、いずれかの特別警報が発表された場合は、登校させない。

(2) (1)の特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、引き続き、登校させない。

(3) 学校所在地に避難指示が発令された場合は、登校させない。

2 その他の留意事項

(1) 1(1)の警報が解除された場合であっても、生徒等の通学路の安全に配慮し、登校は慎重に判断する。

(2) 生徒等の出欠の扱いについては、警報の有無に関わらず、居住地の事情（居住地の警報・特別警報、河川の増水・はん濫や道路冠水、土砂災害などによる通学路の通行不能、公共交通機関の混雑等）に配慮する。

(3) 登校後に警報・特別警報が発表された場合は、通学路の状況に応じて、緊急下校・学校待機等の措置について適切に判断するとともに、保護者等へ引き渡す際には、引渡しのために来る保護者等の安全にも配慮する。

3 大雨に関する情報「警戒レベル4」が発表された場合

(1) 城陽市全域*に大雨に関する情報「警戒レベル4」が発表された場合
生徒は自治体の指示に従うこと

*ただし学校所在地（枇杷庄地区）以外の特定地域にのみ出された場合は除く

(2) 自宅の所在地に大雨に関する情報「警戒レベル4」が発表され、城陽市全域*に発表された大雨に関する情報が「警戒レベル3」以下の場合
通常授業 自宅待機は該当生徒のみ

担当	教務部(教務担当)
----	-----------